

府民公募型整備事業委員会（京都市域）開催要領

（趣 旨）

第1 この要領は、府民公募型整備事業（以下「整備事業」という。）における、府民公募型整備事業委員会（京都市域）（以下「委員会」という。）を開催するために、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2 委員会は、京都市域における整備事業の事業箇所の採択に関する事項についての意見を聴取することを目的とする。

（委員）

第3 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（運営）

第4 座長は、委員会の進行を行う。

2 委員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の指示を受けた者が知事の承認を得て、代理出席することができる。

3 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（その他）

第5 この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要領は、平成21年6月2日から施行する。

この要領は、平成22年7月27日から施行する。

この要領は、平成23年8月10日から施行する。

この要領は、平成24年8月2日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年7月13日から施行する。

この要領は、平成28年11月7日から施行する。

この要領は、平成29年10月6日から施行する。

[別表]

府民公募型整備事業委員会（京都市域）委員

| | |
|--------------------------|-------|
| 元京都精華大学 デザイン学部建築学科准教授 | 片木 孝治 |
| 京都商工会議所 | 窪田 裕幸 |
| 京都市建設局長 | |
| 京都府総務部長 | |
| 京都府建設交通部長 | |
| 京都府教育委員会管理部管理課長 | |
| 京都府警察本部交通規制課長 | |